

令和５年度 京都市職員採用ガイダンスの撮影及び動画制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和５年度 京都市職員採用ガイダンスの撮影及び動画制作等業務

2 契約期間

契約締結日から令和６年２月２１日まで

3 委託金額の上限

金 1,300,000 円

- (１) 消費税及び地方消費税相当額を含む。
- (２) 委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 事業の目的

- (１) 京都市への就職を目指す方に、仕事内容や採用試験の概要などをわかりやすく伝え、働くイメージを持ってもらうこと。
- (２) より多くの方に京都市で働くことの魅力を伝え、就職先としての京都市に興味を持ってもらうこと。

5 委託内容

動画の撮影及び制作（デザイン、撮影、作画、編集等の全ての業務）

撮影及び制作する動画は、以下の合計５～６本

※具体的な制作本数については、契約締結後に、受託者からの提案に基づき決定する。

プログラム	編集後の尺の長さ	撮影日（予定）	場所
インタビュー動画（事務職） ×３～４本（最低３本） （出演者４名、質問ごとに制作）	30 秒程度／本	1 月中旬～下旬 （別途調整）	市役所（本庁）
インタビュー＆お仕事紹介 動画（福祉職）×１本 （出演者１名）	30 秒～ 1 分程度／本		市役所（本庁） 又は事業所、 区役所・支所
採用面接の実演 （面接官役２名、受験者役１名）	15 分程度／本		職員会館かもがわ

※ 動画は YouTube でサポートされているファイル形式であること。

※ 必要に応じて、字幕、BGM、イベント名及び各プログラムの説明テロップの挿入等
などの編集を行うこと。

6 制作手順

- (１) 受託者は、本市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。ただし、出演者の人選、会場手配は本市が行う。

- (2) 受託者は、上記(1)の協議に基づき、「インタビュー(事務職)」及び「インタビュー&お仕事紹介動画(福祉職)」の構成案(必要に応じて絵コンテ等)を作成し、本市に提出する。

※ 「採用面接の実演」については本市が作成するシナリオに基づき、撮影及び編集を行う。

- (3) 本市は、提案された上記(2)を確定する。

- (4) 受託者は、本市から提供を受けたシナリオを基に動画を撮影・制作する。

- (5) 受託者は、本市と十分協議を行いながら、収録・編集の作業を行う。

- (6) 受託者は、各校正や校了の際に校正・点検を行う。

※ 各動画の校正については、本市が校了と判断するまで行うこと。

※ 誤りを発見したときは速やかに本市へ報告し、修正作業を行うこと。

※ 校正に係るデータの受け渡しは、本市が指定した方法により行うこと。

7 本業務の履行に係る業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を統括する責任者を置き、本市との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、画像やデザイン、映像、音声などの映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信に当たっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

8 納品期日及び提出物

- (1) 納品期日

令和6年2月21日(水)

- (2) 提出物

ア 制作した動画データ一式

イ DVD 2枚(上記5の各プログラムの個別データを収録したもの)

9 支払方法

完了検査後一括払い

10 著作権等の取扱い

- (1) 本制作物に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、本市に帰属することを確認する。

- (2) 受託者は、制作物について、著作者人格権を行使しないものとする。

- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画、楽曲その他の著作物を使用する場合は、当該著作物における著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を本市が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。

- (4) 受託者は、本制作物について、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害することがないよう業務を実施するとともに、本制作物が第三者の権利を侵害していないこ

とを本市に保証するものとする。本制作物が第三者の権利を侵害していた場合に生じる紛争等の問題については、全て受託者の責任において処理するものとする。

11 特記事項

(1) 秘密の保持

ア 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らす等、自己の利益のために使用してはならない。

イ 受託者は、本制作物（業務履行過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 禁止事項

受託者は、創作物について登録等を受ける権利は本市に単独で帰属し、本市が自己の裁量に基づき知的財産権に関する法律上の保護を受けるために出願や登録を受ける権利を有すること及びこれにより取得する知的財産権は本市に単独で帰属することを確認する。

(3) 契約不適合責任

本制作物において、契約の内容に適合しないものが見つかった場合は、本市の要求に従い、速やかに無償で是正すること。

(4) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守して本業務に当たること。

(5) 協議による決定

本仕様書に記載のない事項及び内容に疑義が生じた事項については、提案書等に基づき、本市と協議して決定するものとする。

なお、協議により決定しない場合は、本市の指示により決定する。